三　生活習慣病対策としての発症予防と重症化予防の推進

生活習慣病に対処するため、二次予防（健康診査等による疾病の早期発見及び早期治療をいう。）及び三次予防（疾病が発症した後、必要な治療を受け、心身機能の維持及び回復を図ることをいう。）に加え、一次予防（生活習慣を改善して健康を増進し、疾病の発症を予防することをいい、健康診査の結果等を踏まえ、特に疾病の発症の予防のための指導が必要な者（以下「要指導者」という。）に対して生活習慣の改善に関する指導を行うことを含む。以下同じ。）を重視し、総人口に占める高齢者の割合が最も高くなる時期に高齢期を迎える現在の青年期・壮年期の世代への生活習慣病の改善に向けた働きかけを重点的に行うとともに、小児期からの健康な生活習慣づくりにも配慮すること。

また、合併症の発症、症状の進展等の重症化予防の推進を図ること。

第三の柱書き中「保険者は」の下に「、第二の保健事業の基本的な考え方を踏まえ」を加え、「傾向にある」を削り、同二の1中「保健指導を要する者」を「要指導者」に改め、同二の2中「必要」を「、必要」に改め、「電子メール」の下に「やウェブサイト」を加え、同三中「（過去のものを含む。）及び「健康診査の受診者の」を削り、同四の1中「いう。」の下に「以下同じ。」を加え、同四の2中「個人の取組が生活習慣の改善」を「生活習慣の改善が健康増進や疾病予防」に改め、同六の1中「要指導者」を「加入者」に、「照らし」を「照らして」に改め、同六の2の㈠中「から」を「、診療報酬明細書等情報等からみて」に、同六の2の㈡中「地域の」を「地域における」に、「介護サービス等の状況」を「介護予防等の実施状況」に改め、同六の3中「受診しない」を「医療機関を受診していない」に改める。

第四の見出し中「事業実施」を「事業運営」に改め、同柱書き中「が保健事業を実施するに当たっては、特に以下」を「は、保健事業の運営に当たって、特に次」に改め、同一の1中「知識」の下に「及び」を加え、同三の1中「有し」を「有するなど」に、「者に委託」を「事業者を選定し委託」に改め、「外部の」を削り、「専門職に委託」を「専門職を活用」に、「も有効」を「が重要」に改め、同三の2に次のように加える。

また、事業の終了後は、当該事業の効果について、客観的な指標を用いて評価を行うこと。

第四の四を削り、同五の1中「継続させていくことが」を「継続的に管理することは」に改め、「程度」を削り、「自己の健康管理や疾病の発症及び」を「健康の自己管理及び疾病の発症や」に改め、同五の2中「ついては、」の下に「当該情報を」を、「（平成十五年法律第五十七号）」の下に「及び健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成十六年十二月二十七日保発第一号厚生労働省保険局長通知）」を加え、「、事業主」を「事業主」に改め、同五を同四とし、同六の1中「十分な」を「保険者は、十分な」に、「保健事業の内容、実施方法」を「保険者又は事業所ごとの加入者の健康状況や健康課題を客観的な指標を用いて示すことなどにより、保健事業の必要性についての理解を得るよう努めること。また、事業主等に対して、保健事業の内容、実施方法、期待される効果等」に、「等について」を「。さらに、加入者に対して保健事業への参加を勧奨してもらうこと等について」に改め、同六の2中「禁煙」の下に「や身体活動の機会の提供」を加え、同六の3中「ことから」を「。このため」に、「各保険者は、その実施に当たっては、」を「保健事業の実施に当たって、」に、「努め、さらに」を「努めること。また」に改め、「例えば、」の下に「高齢者の医療の確保に関する法律第二十七条第二項及び第三項の規定に基づき、四十歳以上の被保険者に係る」を加え、「結果を」を「結果の提供を求めるとともに、四十歳未満の被保険者に係る健康診断の結果についても」に改め、同六を同五とし、第四を第五とする。

第三の次に次のように加える。

第四　保健事業の実施計画（データヘルス計画）の策定、実施及び評価

保険者は、健康・医療情報を活用した加入者の健康課題の分析、保健事業の評価等を行うための基盤が近年整備されてきていること等を踏まえ、健康・医療情報を活用してＰＤＣＡサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための保健事業の実施計画（以下「実施計画」という。）を策定した上で、保健事業の実施及び評価を行うこと。

一　実施計画の策定

実施計画の策定に当たっては、特定健康診査の結果、診療報酬明細書等情報等を活用し、保険者、事業所、加入者等ごとに、生活習慣の状況、健康状態、医療機関への受診状況、医療費の状況等を把握し、分析すること。その際、性別、年齢階層別、疾病別の分析のほか、経年的な変化、他の保険者又は事業所との比較等、更に詳細な分析を行うよう努めること。

これらの分析結果に基づき、直ちに取り組むべき健康課題、中長期的に取り組むべき健康課題等を明確にして、目標値の設定を含めた事業内容の企画を行うこと。

また、具体的な事業内容の検討に当たっては、食生活、身体活動、休養、飲酒、喫煙、歯・口腔の健康など、健康日本二十一（第二次）に示された各分野及びその考え方を参考にすること。その際、身体の健康のみならず、心の健康の維持についても留意すること。

二　実施計画に基づく事業の実施

実施計画に基づく事業（以下単に「事業」という。）の実施に当たっては、特定健康診査及び特定保健指導の実施率の向上を図り、加入者の健康状態に関する情報の把握を適切に行うとともに、特定健康診査の結果等を踏まえ、対象者を健康状態等により分類し、それぞれの分類にとって効果が高いと予測される事業を提供するよう努めること。

特に疾病の重症化の予防等に係る事業を行う際には、医療機関や地域の医療関係団体との連携を図ること。

1　一次予防の取組としては、加入者に自らの生活習慣等の問題点を発見させ、その改善を促す取組を行うこと。このような取組としては、情報通信技術（ＩＣＴ）等を活用し、加入者自身の健康・医療情報を本人に分かりやすく提供すること、加入者の性別若しくは年齢階層ごと又は保険者、事業所等ごとの健康・医療情報を提供すること、加入者の健康増進に資する自発的な活動を推奨する仕組みを導入すること等が考えられる。

2　生活習慣病の発症を予防するため、特定保健指導の実施率の向上に努めること。

また、特定保健指導の実施に当たっては、特定健康診査の結果や診療報酬明細書等情報等を活用して、生活習慣の改善により予防効果が大きく期待できる者を明確にし、優先順位をつけて行うことが考えられること。

3　疾病の重症化を予防する取組としては、健康診査の結果や診療報酬明細書等情報等を活用して抽出した疾病リスクが高い者に対して、優先順位を設定して、症状の進展及び虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病性腎症等の合併症の発症を抑えるため、適切な保健指導、医療機関への受診勧奨を行うこと等が考えられること。その際、医療機関に受診中の者に対して保健指導等を実施する場合には、当該医療機関と連携すべきこと。

4　健康・医療情報を活用したその他の取組としては、診療報酬明細書等情報等を活用して、複数の医療機関を重複して受診している加入者に対し、医療機関、保険者等の関係者が連携して、適切な受診の指導を行うこと等が考えられること。

また、診療報酬明細書等情報等に基づき、後発医薬品を使用した場合の具体的な自己負担の差額に関して加入者に通知を行うなど、後発医薬品の使用促進に資する取組を行うことも、医療費の適正化等の観点から有効であることも多いと考えられるため、積極的にこれらの取組の実施に努めること。その他、保健指導の場などの多様な機会を通じて、後発医薬品の啓発・普及に努めること。

三　事業の評価

事業の評価は、健康・医療情報を活用して、費用対効果の観点も考慮しつつ行うこと。なお、評価の際に用いることが可能な指標としては、生活習慣の状況（食生活、日常生活における歩数、アルコール摂取量、喫煙の有無等をいう。）、健康診査等の受診率及びその結果、医療費等があること。